

国際労働機関行政裁判所規程

谷 本 治 三 郎

国際労働機関 (ILO) 行政裁判所は、国際連盟の解散にともなつて、国際連盟行政裁判所を承継した裁判所である。国際連合行政裁判所よりも歴史の古い裁判所である。一九四九年の規程の改正によつて、裁判所の管轄は他の国際組織にも及ぶことになつたが、国際連合行政裁判所よりもこの裁判所の管轄を受諾している方が多い (参照 太寿堂鼎、国際連合行政裁判所、田岡先生還暦記念第一巻)。すなわち、保健機関 (WHO)、国連教育科学文化機関 (UNESCO)、国際電気通信連合 (ITU)、世界気象機関 (WMO)、国連食糧農業機関 (FAO)、ヨーロッパ核研究機関 (CERN)、国際原子力機関 (IAEA)、ガット事務局、ヨーロッパ航空安全機関 (Eurocontrol) などに対して管轄権をもつてゐる。専門機関は国際連合行政裁判所が管轄すべきであらう。

う構想があつたにもかかわらず、実際にはそうはならなかつた背景には、国連の裁判所の設置が遅れたというほかに、その発足まもなくに米政府がその裁判所の権限を弱めようとしたことなどで、その存続が危ぶまれたことがあつたといわれる (M. B. Akehurst, *The Law of Governing Employment in International Organizations*, p. 14.)。

国際労働機関行政裁判所規程は、モントリオールで開かれた第二九回国際労働機関総会において、初め暫定的なものとして採択され、翌年の第三〇回総会 (ジュネーブ) において確認されたものである。以下は、その規程の仮訳を試みたものである。テキストには、Jacques Ballaloud, *Le Tribunal administratif de l'Organisation internationale du Travail et sa Jurisprudence* (Editions A. Pedone, 1967) の付録を

あるのを利用した。

国際労働機関行政裁判所規程

採択 一九四六年一〇月九日国際労働総会

改正 一九四九年六月二九日同総会

第一条 この規程によって、「国際労働機関行政裁判所」という名の裁判所が設置される。

第二条 1. 裁判所は、国際労働事務局職員の内用契約の規定および当該事件に適用される職員規程の規定に関して、実質においてと形式においてとを問わず、その不履行を申し立てる請求について審理する権限を有する。

2. 裁判所は、職員がその職務を行うことによつて蒙つた廃疾、事故あるいは病気の場合の補償に関する紛争について裁判を行ない、必要な場合には補償額を決定する権限を有する。

3. 裁判所は、年金基金規程またはそれに基づく規則の不履行を根拠として、職員、職員の配偶者または子、もしくは上記の規程または規則の適用を受ける範疇の職員が申し立てる請求について審理する権限を有する。

4. 裁判所は、国際労働機関が当事者であつてその執行に關する紛争について管轄権を裁判所に付与している契約から生じた紛争を審理する権限を有する。

5. 裁判所はさらに、その基本文書または内部行政規則に従つてそのことのために裁判所の管轄権ならびに手続規則を認める旨の宣言を事務局長にあつて行い、理事会によつて認められた政府間の性格を有する他の国際組織の職員の内用契約の規定または職員規程の規定に関して、実質においてと形式においてとを問わず、その不履行を申し立てる請求について審理する権限を有する。

6. 裁判所は、次の者に開かれる。

a) 職員、その任用が終了した者も含む。ならびに職員の死亡によつて職員の権利を承継した者。

b) 死亡した職員の任用契約または死亡した職員が援用した職員規程の規定から生ずる権利を証明できるその他の者。

7. 裁判所が権限を有するかどうかについて争いがある場合には、第一二条の規定を条件として、裁判所が定める。

第三条 1. 裁判所は、三人の正判事と三人の予備判事で構成

され、そのいづれも異なる国籍を有しなければならない。

2. 本条三項の規定を条件として、正判事および予備判事は、三年の任期で、国際労働機関総会によって任命される。

3. 一九四〇年一月一日に在任していた正判事および予備判事の任期は、一九四七年四月一日まで延長され、それ以後は、国際労働機関の適当な機関による別な決定があるまで延長される。当該期間の間に生ずる空席は、上記の機関によって補充される。

4. 裁判所は、開廷にあたって、三人で構成されなければならないが、少なくともそのうち一人は正判事でなければならぬ。

第四条 裁判所は、目録に事件が存在しかつ裁判所長が開廷するのが適当であると認めることを条件として、裁判所規則によつて定められた期日に通常開廷を開く。特別開廷は国際労働事務局理事会の議長の要請に基づいて開くことができる。

第五条 裁判所は、おのおのの事件について、裁判所における弁論を公開にするかまたは非公開にするかについて決定する。

第六条 1. 裁判所は、多数決で判決を下す。判決は最終として訴を認めない。

2. 判決には理由が掲げられなければならない。判決は、書面でもって、国際労働事務局事務局長ならびに請求者に送

達される。

3. 判決は、一通の正本に作成され、国際労働事務局の記録に寄託されるとともに、関係当事者の利用に委ねられる。

第七条 1. 請求は、争われている決定が、当事者が職員規程によつて与えられているすべての救済手段を尽した後の最終的なものでなければ、受理することができない。

2. 請求はまた、受理されるためには、争われている決定が請求者に通知された日から算えて、ひとつの範疇の職員全体に影響する決定の場合にはその公表の日から算えて、九〇日の期間内に提起せられなければならない。

3. 異議の申立てがあつて、事務局がその申立ての通知の日から算えて六〇日の期間内にそれについて何らの決定も行わなかった場合には、当事者は裁判所に提訴する根拠を有し、その請求は最終的な決定に対する請求と同じ資格をもつものとして受理される。前項に規定されている九〇日の期限は、決定を行うために事務局に与えられている六〇日の期間の終了から算えるものとする。

4. 請求の提起は、争われている決定の執行を停止する効果をもたない。

第八条 第二条に規定されている場合において、裁判所は、請

求に正当な理由があると認めるときには、争われている決定の取消または援用されている義務の履行を命じる。そのような取消または履行が可能でないか、または望ましくない場合には、裁判所は当事者に蒙った損害に対する補償を裁定する。

第九条 1. 国際労働事務局は、裁判所と協議して、裁判所の活動に必要な行政的処置をとる。

2. 裁判所の開廷に要する費用は、国際労働事務局が負担する。

3. 裁判所が裁定した補償は、国際労働機関の経費でもって支払われる。

第一〇条 1. この規程の規定を条件として、裁判所は次に關する規則を定める。

a) 裁判所長および裁判所次長の選挙

b) 法廷の開始と維持

c) 請求の提起についての規則、および、職員としてその権利が判決によって影響を受ける者の訴訟参加を含めて、手続の展開

d) 第二条三項および四項によって裁判所に付託される請求および紛争に適用される手続

e) 一般に、裁判所の活動に関して、この規程によって規

律せられていないあらゆる問題

2. 裁判所は、規則を改正する権限を有する。

第一条 この規程は、国際労働機関の総会によって廃止されるまで効力をもつ。この規程は、国際労働機関の総会またはそれが任命する他の機関によって改正されることができる。

第一条 1. 国際労働事務局理事会または年金基金行政管理事が管轄権を確認する裁判所の決定を争うかもしくは採られた手続における本質的瑕疵によって裁判所の決定が無効であると考える場合には、理事会は、裁判所が行った決定の有効性の問題を国際司法裁判所に勧告的意見を求めて付託する。

2. 国際司法裁判所の下す意見は拘束力をもつ。

国際労働機関行政裁判所付属書

国際労働機関行政裁判所規程は、次の規定を条件として、規程第二条五項によってその基本文書または内部行政規則に従って裁判所の管轄権を認めその手続規則を正式に採用することを宣言した政府間の性格を有する国際組織に全体として適用される。そのような国際組織のいづれかに關係する事件に対しては、次の規定が適用される。

第六条二項 判決には理由が掲げられなければならない。判決は、書面で、国際労働事務局の事務局長、請求の相手方となる国際組織の事務局長、ならびに請求者に送達される。

第六条三項 判決は、二通の正本に作成され、そのうちの一通は国際労働機関の記録に寄託され、他の一通は請求の相手方となる国際組織の記録に寄託され、関係当事者の利用に委ねられる。

第九条二項 行政裁判所の開廷または審理に要した費用は、請求の相手方となる国際組織が支払う。

第九条三項 裁判所が裁定した補償は、請求の相手方となる国際組織の経費によって負担される。

第一二条一項 裁判所規程第二条五項に定める宣言を行った国際組織の執行理事会が管轄権を確認する裁判所の決定を争うかもしくは採られた手続における本質的瑕疵によって裁判所の決定が無効であると考える場合には、当該執行理事会は、裁判所が行った決定の有効性の問題を国際司法裁判所に勧告的意見を求めて付託する。

